議案第79号

ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 制定について

ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年 9月 1日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例(平成6年条例第30号)の一部を 次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。) (当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる 場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子 の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以 下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員 であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達 日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとす るもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について,当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては,当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間

においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合 第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り,第6号を第5号とし,同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め,同号を同条第6号とし,同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって,当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で 定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第9条の2第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例に よる改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第9条の2(第6号に係る 部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

備考

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員|第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員 とする。

- (1) (2) 略
- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子を いう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6 か月到達日」という。) (第2条の4の規定に該当する場合 にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更 新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及 び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」とい う。) に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 略

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育 する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達 日」という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の 期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって は、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員 に限る。)

(育児休業をすることができない職員)

とする。

- (1) · (2) 略
- (3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子を いう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6 か月到達日」という。) (当該子の出生の日から第3条の2) に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては 当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に 該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、 その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のも の) が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職 (以下「特定職」という。) に採用されないことが明らかで ない非常勤職員

(イ) 略

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」と いう。) (当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされ た日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末 日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休 業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合 に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初

備考

日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を している場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期 の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育 児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又 は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をし ようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい る非常勤職員であって, 当該育児休業に係る子について, 当該任期 が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用される ことに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日 を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) • (2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員 が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる 場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲 げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業 の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあって は、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当 該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいず れかの日)) の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に 掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする 育児休業をしている非常勤職員であって, 当該任期が更新され, 又は 当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当 該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期 間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場 合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) • (2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次 に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲 げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に 掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合. 規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当 する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に

備考

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非 常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到 達日後である場合にあっては、当該末日とされた日) において育児 休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到 達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が 当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた 日) において地方等育児休業をしている場合

イ略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から|第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から 2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到 達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該 当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非 常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に 引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続

掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が 同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方 等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である 場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日 とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なる ときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げ る場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場 合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日 以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする 場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非 常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日 とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末 日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職 員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合 又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末 日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該 末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

ウ略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非 常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日 とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末 日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育 児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のい ずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業を している場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び 第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合に あっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場 合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) • (2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として 条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基 準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。
 - $(1) \sim (4)$ 略
 - (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る 子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過 したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の 際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計 画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
 - (6) 略
 - (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規 定に該当すること。
 - (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている 非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新さ れ、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴 い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職 員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当 して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期 間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする 育児休業をしようとする場合

新

- (2) · (3) 略
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の 期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- 掲げる事情とする。
 - (1)~(4) 略

- (5) 略
- (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該 当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業 の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新さ れ、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴 い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日

0